

幕張ベイタウン地域運営委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、幕張ベイタウン地域運営委員会（以下「委員会」という。）とする。

(事務所)

第2条 委員会は、事務所を千葉市美浜区打瀬2-1-2パティオス5番街411号に置く。

(目的)

第3条 委員会は、幕張ベイタウン地区の様々な団体が幕張ベイタウン地区の課題や情報を共有し、お互いの活動状況を相互に理解しながら、幕張ベイタウン地区の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、継続的、計画的に住民同士の「助けあい・支えあい」による地域運営を進めることを目的とする。

(対象区域)

第4条 委員会の活動の対象とする区域は、打瀬地区全域とする。

(活動)

第5条 委員会は、第3条に定める目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 構成団体及び支援団体間の情報共有、相互理解の促進に関すること
- (2) 構成団体及び支援団体間の連携・協働の促進に関すること
- (3) 対象区域内の実情の把握及び対象区域の将来像の検討に関すること
- (4) 「助けあい・支えあい」による地域活動の企画立案及び実施に関すること
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な活動

(構成団体及び支援団体)

第6条 委員会の構成団体は、別表1のとおりとする。

- 2 委員会は、委員会の目的を達成するため、別表2に掲げる支援団体の支援を受ける。
- 3 新たな団体を構成団体又は支援団体とする場合は、総会の承認を必要とする。

第2章 会議

(会議)

第7条 委員会の会議は、総会及び定例会とする。

- 2 会議は、原則として公開する。

(総会)

第8条 総会は、第6条に定める構成団体から推薦された者（以下「構成員」という。）により構成する。ただし、各構成団体が推薦できる者は3名以内とする。

- 2 支援団体は、総会における議決権を有しないものとする。
- 3 総会は会長が必要と認めるときに召集する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 4 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。

5 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 以下に記載する委員会の運営に関すること

ア 予算、活動計画の決定

イ 決算、活動報告の承認

ウ 役員を選出

エ 新たな構成団体及び支援団体の承認

(2) その他、委員会の活動を行う上で必要な事項

6 総会の議事は、この規約に定めるもののほか出席者の過半数によって決する。

7 構成員が総会に出席できない場合は、その権限の行使を当該構成員が所属する構成団体の他の構成員に委任することができる。

8 構成団体及び支援団体の会員等は、総会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(定例会)

第9条 定例会は、第13条に規定する役員、前条第1項に規定する構成員並びに構成団体及び支援団体の会員等で参加を希望し会長の承認を得た者をもって構成する。

2 定例会は、原則として隔月開催する。

3 定例会は、総会に付議する事項に関すること、総会で決議された事項の実施に関すること、その他委員会の活動に関する事項について協議するとともに、地域の課題並びに構成団体及び支援団体の活動内容等に関する情報交換、意見交換及び連絡調整等を行う。

(総会及び定例会の議事録)

第10条 総会及び定例会の議事については、議事の概要等を記載した議事録を作成する。

2 対象区域の住民が、前項の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(専門部会)

第11条 地域課題又は地域活動の分野別に専門的な協議・検討を行うため、総会の議決を経て、専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、部会長並びに構成団体及び支援団体の会員等の中から会長が指名する者をもって構成する。

(事務局)

第12条 委員会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局員は、対象区域内の住民、就業者又は委員会の目的に賛同する支援者の中から会長が任命する。

3 事務局の職務は以下のとおりとする。

(1) 委員会の運営に関すること

(2) 美浜区との連絡調整に関すること

(3) 構成団体及び支援団体との連絡調整に関すること

(4) その他会長が必要と認めること

第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名以内
- (3) 部会長 各1名(ただし、専門部会を設けた場合に限る。)
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 役員は、構成員の中から、総会での議決を経て選出する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- (3) 部会長は、部会の運営にあたる。
- (4) 会計は、委員会の運営に伴う経理事務を担当する。
- (5) 監事は、委員会会計の会計監査を行う。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第4章 会計

(経費)

第16条 委員会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、最初の会計年度は、委員会成立の日から平成28年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第18条 委員会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 対象区域内の住民が、前項の帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、構成員に報告する。

第5章 雑則

(規約の改正)

第20条 この規約を改正するときは、総会において議決を得なければならない。

(解散)

第21条 委員会は、総会において総構成員の3分の2以上に当たる多数の決議により解散する。

(雑則)

第22条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年5月17日から施行する。

別 表 1 (第6条関係)

構成団体名
幕張ベイタウン協議会
幕張ベイタウン自治会連合会
幕張ベイタウン商店街振興組合
社会福祉協議会打瀬地区部会
打瀬地区民生委員・児童委員協議会
打瀬中学校区青少年育成委員会
打瀬中学区青少年相談員連絡会
打瀬地区スポーツ振興会
打瀬中学校
打瀬小学校
海浜打瀬小学校
美浜打瀬小学校

別 表 2 (第6条関係)

支援団体名
UR 都市機構千葉エリア経営部
千葉大学 (中山茂樹教授)
淑徳大学 (本多敏明助教)
一般社団法人 幕張ベイタウンまち育てサポート